2020年4月6日号

新型コロナウイルスの不動産賃貸・管理実務への影響

弁護士 内海 健司 / 松尾 博憲 / 宮城 栄司 / 望月 直樹

はじめに

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、政府・地方自治体により、外国人観光客の入国制限や、国民に向けた不要不急の外出自粛の呼びかけがなされている。これを受けて、ホテル業界や飲食業界は軒並み深刻な客数減に見舞われ、都市部におけるデパート、百貨店、ショッピングセンターその他の商業施設においても、自主的に臨時体館や営業時間の短縮をするところが増えている。また、本年1月以降、関連法令の改正が相次ぐとともに、3月26日には対策本部が設置され、政府により緊急事態宣言がなされる可能性も現実味を帯びてきているが、緊急事態宣言がなされた場合には、商業施設、ホテル、イベントスペース等を管理する事業者に対しても法令に基づきこれまで以上に強い要請等がなされる可能性がある。また、オフィス物件においても、テナントで感染者が出た場合に、施設の閉鎖が必要となる可能性がある。

このため、商業施設、オフィス物件、ホテル、イベントスペース等の不動産(「商業用物件」)を所有・運用・管理する事業者においては、政府・地方自治体による要請等に応じて、建物への入館制限や臨時休館、営業時間の短縮をすべきか、という難しい判断を迫られることに加えて、臨時休館をする場合には、テナントとの関係で賃料や休業損害についてどのように取り扱うか、という賃貸借契約上の問題も生じ得ることになる。

そこで、本ニュースレターにおいては、主に商業用物件を所有・運用・管理する事業者を念頭に、関連法令に基づきなされる可能性のある要請等について解説するとともに、かかる要請等に応じて臨時休館をした場合における 賃貸借契約上の問題について検討を加える。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については日々状況が変化しているため、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照されたい。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、4月5日夜の時点で判明している情報に基づいている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等

本年3月13日に公布、翌日施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」により新型インフルエンザ等対策特別措置法(「特措法」)に附則1条の2が追加され、新型コロナウイルス感染症についても2021年1月31日までの期間に限り、特措法2条1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして同法が適用されることになった。

これにより、商業用物件に関係し得るものとしては、これまでになされているような法令に基づかない事実上の 自粛のお願いを超えて、特措法に基づいて、以下の 1. から 3. までのような要請・指示等がなされる可能性があ る。

1. 行動計画を実施するために必要な協力の要請(特措法 24条9項)

各都道府県は、感染症の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(「都道府県行動計画」) を定めている(これはもともと、主に新型インフルエンザを想定して作成された計画であるが、特措法附則 1 条の2第3項により、新型コロナウイルス感染症に関する事項として定められているものとみなされる。)。そして、新型コロナウイルス感染症が発生し、政府に対策本部が設置された場合は、都道府県知事は、都道府県行動計画が規定する措置を的確かつ迅速に実施するため、公私の団体又は個人に対し、必要な協力の要請をすることができる(特措法24条9項)。

新型コロナウイルス感染症に関しては、3月26日に特措法15条2項に基づき政府の対策本部が設置されており、現時点でも上述の協力の要請をすることは可能となっている。協力の内容としては、「施設の使用を極力制限すること」などが含まれるとされるが1、さらに具体的には、各都道府県における都道府県行動計画を参照されたい。例えば、東京都が公表する新型インフルエンザ等対策行動計画2においては、都内感染期(都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいうとされる。)において、「集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。」(73頁)といった記述がある。

もっとも、こうした協力要請は、あくまで任意の協力を求めるものにすぎず、これに応じることは法的な義務ではないと解されている。

2. 施設の使用の制限又は停止の要請・指示(特措法 45 条 2 項・3 項)

特措法 32 条に基づき緊急事態宣言がなされた場合に、都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、一定の施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(「施設管理者等」)に対して、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他の措置を講ずるよう要請することができる(特措法 45 条 2 項)。

そして、施設管理者等が正当な理由がないのにこの要請に応じないときは、都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる(特措法 45 条 3 項)。

これらの要請・指示については、都道府県知事は要請・指示を行った旨を公表する義務を負うため、個別の施設名も含めて公表される可能性があり(特措法 45 条 4 項。これに対して、特措法 24 条 9 項に基づく協力の要請については、都道府県知事は公表する義務を負っていない。)、また、指示については、要請と異なり、施設管理者等に対して法的な義務を課すものと解されている(ただし、指示の違反に対する罰則は定められていない。) 3。

なお、これらの要請・指示に従って施設管理者等に損失が生じた場合でも、国又は都道府県から損失補償を 受けることはできない。

※ 要請・指示の名宛人

特措法 45 条 2 項の要請及び同条 3 項の指示の対象となる者は、施設管理者等、すなわち、施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者である。商業用物件について、信託受託者、受益者、アセット・マネージャー、プロパティ・マネージャー、マスターリース会社、テナントというように、建物の法律上の所有者、実質的・経済的な権利者、建物資産運用の判断権者、施設の管理者、賃貸人、個々の店舗の営業主体などが分かれている場合において、そのうちの誰が「施設を管理する者」に該当するかは、物件の運営・管理方法などにもよる。もっとも、実際の要請・指示に当たっては、都道府県知事が、要請・指示の実効性を担保する観点から適切なものを選択することになると考えられ、商業用物件について使用の停止を求めるのであれば、おそらくは、施設の管理者(プロパティ・マネージャー)が対象となり、個々のテナントや、SPV たる所有者(信託受託者や、投資法人・資産保有 SPC のように資産運用の全てを第三者に委託している所有者・受益者)

¹ 新型インフルエンザ等対策研究会編『逐条解説 新型インフルエンザ等対策特別措置法』(中央法規、2013 年)(「特措法逐条解説」) 86 百分昭

² https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatainflu/koudoukeikaku.files/tokyo-plan-of-action-2018.pdf

³ 特措法逐条解説 161 頁参照

が名宛人になる可能性は低いと思われる。

もっとも、臨時休館や営業時間の短縮をすればテナントにも大きな影響が及ぶことは当然であるし、施設から生じる賃料収入に影響が及ぶ場合があるという点では所有者の利害にも関わるため、要請・指示を直接的に受ける可能性がある者のみならず、オーナーや資産運用会社も含めて、それぞれの事業者が事前に対応策を検討しておくとともに、実際に要請・指示があった場合には、これらの者の間で相互に連携して対応することが望ましい。

※ 要請・指示の対象となる施設

使用の制限等の要請・指示の対象となる施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(「特措法施行令」) 11 条 1 項各号に定められている。商業用物件は、映画館(4号)、集会場(5号)、展示場(6号)、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(7号)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(8号)などに該当する可能性がある。また、オフィス物件が、それ単独でこれらの要請・指示の対象となる施設に該当する可能性は高くないように思われるが、イベントホール等の集会場、商業施設等を館内に設けているオフィス物件は、その全部又は一部が上述の対象施設とされる場合があろう。なお、これらの施設(特措法施行令11条1項3号から13号までに掲げる施設)については、原則として、その建物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもののみが対象となっているが、緊急事態宣言がなされる際に、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示した場合には、その建物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないものについても対象となる可能性がある(特措法施行令11条1項14号)。

なお、特措法施行令 11 条 1 項 7 号括弧書きは、要請・指示の対象となる施設である「百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗」から、「食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料そ の他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場」を除外している。現時点におい ては、厚生労働大臣がここで除外される物品を定める告示等はまだ公布されておらず、この括弧書きで除外さ れるものはないが、今後緊急事態宣言がなされる場合において、ここで除外される物品等が定められる可能性 もあり、その場合には、商業施設全体のうち、食品等の売場を除く部分についてのみ使用の制限等の要請・指 示がなされる可能性もある 4。

※ 感染の防止のために必要な措置

要請・指示をすることができる感染の防止のために必要な措置は、特措法施行令 12 条各号に規定されており、①新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための入場者の整理(1号)、②発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止(2号)、③手指の消毒設備の設置(3号)、④施設の消毒(4号)、⑤マスクの着用その他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知(5号)に加えて、⑥新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの(6号)が含まれる。

なお、内閣官房が公表している資料 5によれば、集会場、百貨店などの施設についてはできる限り使用制限以外の措置を選択することとされている(これは、条文上明確に定められているわけではないものの、行政上の一般原則である比例原則(ある行政目的を達成しようとするとき、規制は必要最小限度のものでなければならないという原則)から来る当然の要請であると考えられる。)。

3. 土地等の使用(特措法 49 条)

都道府県知事は、緊急事態宣言がなされた場合において、臨時の医療施設を開設するために必要があると認めるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資(「土地等」)を使用することができる(特措法 49 条 1 項)。

1

⁴ 特措法逐条解説 166 頁参照

⁵ https://www.cas.go.jp/jp/influenza/pdf/08.pdf(リンク元は https://www.cas.go.jp/jp/influenza/120511houritu.html)

また、この場合において、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる(同条 2 項)。最近では、病院の病床が足りなくなる事態に対応するとともに、自宅療養による家族間感染を避けるため、無症状・軽症状の患者を収用する施設を設けることが議論されている。そこで、ホテル等の宿泊施設をこのような目的のために都道府県が借り上げることも、将来的には想定される。

なお、特措法 49 条に基づき土地等を使用された場合には、損失補償を受けることができる(特措法 62 条 1 項)。

4. 特措法のまとめ

1. から 3. までの措置のうち、特措法 24 条 9 項に基づく要請及び特措法 45 条 2 項に基づく要請は、あくまで任意の協力を求めるものにすぎず、これに応じることは法的な義務ではないと解される。また、特措法 45 条 3 項に基づく指示についても、法的義務を課すものとはいえ罰則等の強制力を伴うものではない。もっとも、いずれの要請・指示も、法律上の特別な根拠に基づくものであって 6、現時点における新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況に鑑みれば、これらの要請・指示に従わないことは相応のレピュテーションリスクを伴うほか、要請・指示に従わなかったために施設内において感染が拡大したといった場合には、賃貸借契約上の衛生環境保持義務違反、施設利用者に対する不法行為責任(安全配慮義務違反)といった法的責任が生じる可能性も否定できない。特に、特措法 45 条に基づく要請・指示については、緊急事態宣言が発せられている場面においてなされるものであるため、より要請・指示の度合いは強く、また、この要請・指示については個別の施設名も含めて公表される可能性もあるため、特段の事情がない限りはこれに従うことを基本線として検討することになると思われる。

感染症法に基づく措置

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月28日に公布、2月1日に施行された「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(「指定政令」)により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(「感染症法」)6条8項の指定感染症として定められている。これにより、感染症法7条に基づき、新型コロナウイルス感染症についても同法のうち指定政令で定める一部の規定が準用されることになる。

さらに、3月26日に公布、翌日施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、新型コロナウイルスが感染症法6条23項の四種病原体等に追加されるとともに、同じく3月26日に公布、翌日施行された指定政令の改正政令により、新型コロナウイルス感染症について準用される感染症法の規定の範囲が拡大されている。

これにより、商業用物件に関係し得るものとしては、以下の 1. から 3. までのような措置がとられる可能性がある。これらの措置は、①一定の地域内の施設一般について予防的に要請をするというものではなく、商業用物件で集団感染が確認された場合に、所有者に消毒作業を行わせるとともに、消毒作業が追いつかず、まん延を防ぐために緊急の必要があると認められたときは、集団感染が発生した建物やその周辺の封鎖や立入りの制限をすることができるとする事後対応的なものである点、②命令などの形で法的義務を課すものであり、かつ、罰則などの強制力も伴う点の 2 点において、特措法に基づく要請等とは異なる。

1. 物件に係る措置(感染症法 29 条)

都道府県知事(一部の市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、 又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、その所持者に対し、当該物件の移動を

⁶ これに対して、法律上の特別な根拠がない事実上の要請(呼びかけ)もあり、例えば、3月25日に小池都知事が週末におけるイベント等の自粛を要請したことはこれに当たると考えられる。

制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる(感染症法 29 条 1 項)。

さらに、都道府県知事は、感染症法 29 条 1 項に規定する命令によっては新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる(感染症法 29 条 2 項)。

これらの措置は、以下の基準に従って行われる(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(「感染症法施行規則」)16条)。

- 対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件措置の目的を十分に達成できるような方法により行うこと。
 - イ 消毒にあっては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
 - 回 廃棄にあっては、消毒、以下八の滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
 - ハ 物件措置としての滅菌にあっては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等 により行うこと。
- 消毒及び滅菌にあっては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

2. 建物に係る措置(感染症法 32条)

都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、 当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難いときは、期間を定めて、 当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる(感染症法 32 条 1 項)。この建物への立入りの制限 又は禁止は、対象となる建物の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、適切と認められる方法に より行われる(感染症法施行規則 17 条)。

さらに、都道府県知事は、建物への立入りの制限又は禁止によっても新型コロナウイルス感染症のまん延を防止できない場合であって、緊急の必要があると認められるときに限り、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる(感染症法 32 条 2 項)。この建物についての封鎖その他の措置は、以下の基準で行われる(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(「感染症法施行令」)8 条)。

- 新型コロナウイルス感染症の建物の外部へのまん延を防止することができるよう、当該新型コロナウイルス感染症の発生の状況、当該措置を実施する建物の構造及び設備の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うこと。
- 緊急の必要がなくなったときに、できる限り原状回復に支障をきたさない方法で行うこと。

3. 交通の制限又は遮断(感染症法 33 条)

都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であって、消毒により難いときは、72 時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる(感染症法 33条)。この交通の制限又は遮断は、以下の基準で行われる(感染症法施行令9条)。

- 新型コロナウイルス感染症の広範囲の地域にわたるまん延を防止することができるよう、当該新型コロナウイルス感染症の発生の状況、当該措置を実施する場所の交通の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うこと。
- 緊急の必要がなくなったときは、定められた期間内であっても、速やかに当該措置を解除すること。
- 当該措置の対象となる者の人権を尊重しつつ行うこと。

1. から 3. までの措置については、いずれも、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度で行われることとされている(感染症法 34条)。

賃貸借契約上の問題点

1. 賃料・共益費の取扱い

政府・地方自治体によって商業用物件について営業自粛の要請等がなされ、これに応じてオーナー、施設の管理者などが臨時休館の対応をとった場合に、臨時休館中の期間についても賃貸人がテナントに対して賃料・ 共益費を請求することができるかが問題となる。

実際、外出自粛要請や外国人の入国制限によって客数が激減したホテル、飲食業のテナントから、賃貸借契約上の根拠はさておき、賃料・共益費の一時的な免除や減額を求められるケースが増えている。また、昨今の事態に対応して、商業用物件の運営者の中には、臨時的な措置として、賃料の減額や最低保障賃料の減額に踏み切るところもあると報じられている7。政府・地方自治体による営業自粛の要請等や、上記の特措法等に基づく施設の使用制限は、対象となる商業用物件の所有者に金銭的な補償をすることを前提としていないため、テナントからの要望にいかに応じるかは、賃貸人としても難しい判断を迫られよう。

① 臨時休館中の賃料・共益費の取扱い

法的には、臨時休館中の期間についてもテナントに対して賃料・共益費を請求できるのかは、賃貸借契約や館内規則の規定に従って個別に検討していくことになろうが、通常は、本件のような大規模な感染症のまん延を想定してこれらの契約や規則が規定されていないであろう。また、週末に限定した休館ということであれば、法定点検のための全館休館日などとの関係が問題になり得るが、1 週間、1 か月単位の休館ということになれば、館内規則でも当事者の想定外ということも多いであろうから、賃貸借契約、館内規則の解釈、又はそれらを超えた民法等関連法令の解釈次第というケースが続出することも考えられる。

② 賃料減額請求への対応

借地借家法 32 条 1 項は、「建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となったとき」において、賃借人が賃料の減額を求めることができることを規定している。そこで、新型コロナウイルス感染症のまん延、特に、政府や地方自治体の自粛要請によって集客力が低下し、又は臨時休館がなされた商業施設について、テナントが賃料減額請求をすることができるかという点が問題となり得る。

しかし、賃料減額請求は、将来に向かって恒久的に賃料を変動させる制度であるところ、新型コロナウイルス感染症及びこれによる臨時休館が商業用物件の貸室の利用価値に与える影響があくまで一時的なものにとどまる限り、それによって直ちに相当賃料が下落するということは考えにくいので、これを理由として賃料減額請求が認められる場面は極めて限定的であると考えられる。

なお、借地借家法 32 条 1 項に基づく賃料減額請求とは全く別のものとして、国土交通省より 3 月 31 日付けで、飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業を営む不動産関連団体の加盟事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討するよう要請がなされているため 8、一時的な賃料の支払いの猶予などの措置については、この要請も踏まえて対応を検討する必要があるだろう。

なお、賃料支払いの猶予は、法的には賃料債権の履行期の延期であって、賃料相当額の金銭債権自体は延期前の期限において発生する。投資法人や特定目的会社等、税務上の導管性を維持するために配当可能利益の大部分を投資家に配当する必要がある賃貸人については、配当が必要となる時期と猶予した賃料の受領時

⁷ https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200402/k10012365051000.html

⁸ http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html

期にずれが生じるケースもあるため、資金繰りにも留意するとともに、税務上の解釈を確認して対応を決める必要がある。

2. 休業損害の取扱い

臨時休館中の期間については、テナントは貸室において営業をすることができなくなるため、かかる期間に おいてテナントが被る休業損害などの損害について、賃貸人がこれを賠償する責任を負うかも問題となる。

この点、特措法 45 条 3 項に基づく指示や感染症法 32 条に基づく措置のように法的義務を課される場合に、オーナー、施設の管理者などが臨時休館の対応をとったときには、賃貸人の責めに帰することのできない事由によるもの(民法 415 条 1 項ただし書)として、又は賃貸借契約上の不可抗力による事由についての免責規定によって、賃貸人は損害賠償責任を免れる場合が多いと考えられる。また、東京をはじめとして感染者数が増加している地域においては、法的義務を課されない事実上の要請等の段階で、政府や地方自治体の呼びかけに応じて臨時休館の対応をとったとしても、同様に免責されることが多いだろう。

2020年4月6日

[執筆者]



内海 健司(弁護士・パートナー) kenji_utsumi@noandt.com

1992 年東京大学法学部卒業。1994 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)。主な取り扱い分野は、不動産取引、ヘルスケア。Client Choice Awards 2020 (Lexology 及び International Law Office) の日本の Real Estate 分野における Client Choice winner。手がけた案件が、ALB Japan Law Awards 2019 及び 2018 において、それぞれ Real Estate Deal of the Year を受賞。



松尾 博憲(弁護士・パートナー) hironori_matsuo@noandt.com

2004 年年東京大学法学部卒業。2005 年弁護士登録、2015 年再登録(第一東京弁護士会)。2009 年~2015 年法務省民事局参事官室勤務。主な取扱分野は、不動産を中心とする流動化・証券化、不動産ファイナンス、プロジェクトファイナンス、バンキング、買収ファイナンス、一般企業法務、民事・商事争訟。



宮城 栄司(弁護士) eiji_miyagi@noandt.com

2007 年大阪大学法学部卒業、2009 年京都大学法科大学院修了。2010 年弁護士登録。2015 年~2017 年国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課勤務。主な取扱分野は、不動産取引全般、不動産ファイナンス、プロジェクトファイナンス等。



望月 直樹(弁護士) naoki_mochizuki@noandt.com

2014 年東京大学法学部卒業。2015 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、不動産取引、バンキング、プロジェクトファイナンスのほか、アジア業務、海外 M&A を含む企業法務全般に従事。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島·大野·常松法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7番 2 号 J P タワー Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Fmail: in

Tel: 03-6889-7000(代表) Fax: 03-6889-8000(代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。 東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構え るほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務における あらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊 富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jspよりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<a href="https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jspよりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、よりお申込みください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。